

# フォーラム・ポーランド規約

## 第1章 総則

(名称と来歴)

第1条 この組織の名称は「フォーラム・ポーランド」(英語表記: FORUM POLAND、ポーランド語表記: FORUM POLSKA)とします。2008年1月23日付で成立し、2022年7月2日総会で解散を決定した「特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会」が14年間にわたって行ってきた活動の大部分を引き継ぐ任意団体です。事実上、上記NPOが発足する以前、任意団体として2005年7月15日に設立を宣言し、活動していた「フォーラム・ポーランド」の形態にふたたび戻ることになります。

(事務所)

第2条 「フォーラム・ポーランド」の主たる事務所は、岡山県岡山市北区津高台一丁目2012番地3に置く。

## 第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 「フォーラム・ポーランド」は、在京ポーランド共和国大使館、在京ポーランド広報文化センターと密接に連携し、相互に協力し合いながら、その活動を続けてきました。年に一度の定例大会を、総合テーマを変えながら開催し、かつてポーランドに留学・駐在した人々、あるいは現に仕事や生活の中で、分野・領域・職種を問わず、ポーランドと密接にかかわる人々を互いに結びつけ、全国的な交流の場を提供することが、発足以来、私たちの大きな目的の一つでした。これからもこの事業を継続して遂行してゆくと同時に、これにとどまらず、ポーランドに関心を抱くすべての人々に対し、ポーランドの文化・歴史・政治・経済・芸術などについて日本語で情報提供を行い、また各種の会議、特定のテーマについてのシンポジウム、講演会、演奏会、さまざまな創作・表現活動の発表会などの機会を企画・提供すること、また両国の活発な交流を困難にしている一因でもあるポーランド語の普及活動や通訳・翻訳者の斡旋を行い、日本とポーランド両国のより広い交流、深い理解に寄与することをめざします。また、私たちと同じようにポーランドと日本の交流に携わる全国各地の諸組織との交流・情報交換もさらに積極的に行ってゆきたいと考えます。

(活動)

第4条 「フォーラム・ポーランド」は、第3条に記した目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 毎年一回、総合テーマを定め、各分野で専門的な経験や知識を有する複数の講師による講演を聴きながら、参加者の交流を実現する、全国規模大会の開催
- (2) ポーランドに関するさまざまな情報を、SNS、ホームページ等を通じて広く発信する活動
- (3) ポーランドに関する個別テーマを扱う公開講座、講演会、研究会の企画・運営
- (4) (1)項、(3)項の趣旨で実施した各種会議の議事録・研究発表・論文等のオンライン公開や出版
- (5) ポーランドの文学、歴史、音楽を日本語で紹介する、《日本語で親しむポーランド文化》各シリーズの企画、編集(2022年現在《ポーランド文学古典叢書》、《ポーランド史叢書》、《ポーランド声楽曲選集》)

の3種を継続刊行中)

- (6) ポーランドの文化・芸術を紹介・発表する各種イベントの企画・運営
- (7) ポーランド語通訳・翻訳者の派遣、音楽家・音楽愛好家のためのポーランド語発音指導、講演、翻訳文書添削（通称「ポーランド音楽サポート」）
- (8) ポーランド語教育振興に関する活動

### 第3章 メンバー

(運営委員)

第5条 「フォーラム・ポーランド」は、本会の目的に賛同して入会した個人によって構成されると同時に、これを構成する全メンバーによって運営されるので、メンバーを「フォーラム・ポーランド運営委員」と呼び、運営委員は無償でこの組織の運営にあたるものとする。

(入会)

第6条 入会については、この組織の目的に賛同し、積極的に活動に参加すること、日本語での会議参加が可能であること以外、特に条件を定めず、現状の運営委員2名以上の推挙を前提とした上で、事務局会議で承認する。新運営委員を推薦する場合は、2名以上の連名で、被推薦者について必要と考えられるデータを事務局に提出する。

(退会)

第7条 運営委員は、退会する意思を事務局に電子メールなどの書面で提出して、随意に退会することができる。

### 第4章 役員と組織

(役員の種別及び定数)

第8条 「フォーラム・ポーランド」では、以下のメンバーを役員と呼ぶ。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 1人

(組織)

第9条 「フォーラム・ポーランド」は、すべての運営委員によって構成される。

- 2 代表、副代表及び事務局長をもって、事務局を組織する。
- 3 代表、副代表及び監事は、総会における互選により定める。
- 4 監事は、代表、副代表又は事務局長を兼ねることができない。
- 5 事務局長は、代表が任免する。

(任期等)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 総会

(種別)

第11条 この組織の最高議決機関は総会である。

(構成)

第12条 総会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第13条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 代表、副代表及び監事の選出
- (5) 活動報告及び収支決算
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第14条 総会は、毎活動年度に1回開催する。

- 2 総会は、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 3 臨時総会は、事務局または運営委員が必要と認めたとき開催される。

(定足数)

第15条 総会は、運営委員総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

(議決)

第16条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第17条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールで表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

## 第6章 事務局会議

（構成）

第19条 事務局会議は、代表、副代表及び事務局長をもって構成する。

（権能）

第20条 事務局会議は、次の事柄を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が決定した事項の執行に関する事項
- (3) 活動計画及び収支予算の作成
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) 本組織の活動に関連した、または組織の趣旨に沿った催しへの後援
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第21条 この組織の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金及び各種助成金
- (2) 催事における参加費
- (3) 活動に伴う収入

（資産の管理）

第22条 この組織の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

（活動報告及び決算）

第23条 この組織の活動報告書、収支計算書等は、毎活動年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次活動年度に繰り越すものとする。

（活動年度）

第24条 この組織の活動年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(余剰金の非分配)

第 25 条 この組織は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第 26 条 この組織が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 8 章 規約の変更

(規約の変更)

第 27 条 規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経なければならない。

### 附 則

- 1 この規約は、この組織の成立の日から施行する。
- 2 この組織の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
代表 田口雅弘  
副代表 加須屋明子  
副代表 白木太一  
事務局長 平岩理恵  
監事 小早川朗子

### 附 則

- 1 この規約は、2022 年 9 月 20 日から施行する。

この規約は、「フォーラム・ポーランド」の規約に相違ないことを証します。

フォーラム・ポーランド

代表 田口雅弘